

McWilliams v. Dunn, 582 U.S. ___, 137 S.Ct. 1790 (2017)

山田峻悠*

死刑の量刑手続きにおいて被告人の申立てに応じて心理学的検査を実施したが防御を準備するに当たってさらなる専門家による助力を求める被告人の申立てを否定したアラバマ州裁判所の判断は、*Ake* (*Ake v. Oklahoma*, 470 U.S. 68 (1985)) の要求を十分に充たしておらず、明確に確立した連邦法に反する、あるいは、その不合理な適用に当たるとされた事例。

《事実の概要》

申請人 McWilliams はアラバマ州において謀殺と強姦の罪で訴追された。公判裁判所は McWilliams が貧困状態にあると認定し弁護人を選任した。弁護人は死刑事件の量刑段階において考慮されるべき減輕事由等に関連する McWilliams の精神状態につき精神科医による評価を行うように求める公判前の申立てを行った。公判裁判所はこの申立てを認容し、州政府側に McWilliams の検査を行うよう命じた。

三人の精神病医が州の病院で McWilliams の検査を行い、裁判所に報告書を提出した。この三人の精神科医は皆、McWilliams に訴訟能力 (competent to stand trial) があり、犯行当時も精神疾患に罹患していなかったと結論付けた。また、三人のうち一人の精神科医は、McWilliams がその症状を誇張し、若しくは、詐病を用いているとした。

公判において陪審は McWilliams に死刑を科しうる謀殺で有罪評決を行い、検察官は死刑を勧告した。量刑手続きにおける陪審審理の段階において、McWilliams 側は、McWilliams が少年時代に頭部に深刻な複数の傷害

* 嘱託研究所員・東京都立大学法学部助教

を負ったことを証言した上で、同人が入院治療を要する深刻な精神障害を有していると結論付けた精神医学者の逮捕前の診断結果等を提示した。これに対して、検察側は、公判前に検査を行った三人の精神科医のうち二人を請求した。そのうちの一人の精神科医は、精神病の証拠はないと証言したが、McWilliamsの頭部外傷歴に関しては認識していなかった。

弁護人は、McWilliamsが収監されている刑務所より、精神状態に関する記録を取り寄せていたが、陪審審理当日までに届かず、陪審はその記録を考慮に入れることができなかった。陪審はMcWilliamsに対して死刑を求めた。

陪審審理に続く裁判官による量刑審理の5週間前に、公判裁判所は、アラバマ州矯正局(Alabama Department of Correction)に対して、刑務所での精神状態に関する記録の提出を求めるMcWilliamsの申立てに応じるように命じた。また、同裁判所は、被告人に神経学的・神経心理学的検査を行うよう州政府に求めるMcWilliamsの申立てについても認容した。

州の精神衛生局に勤務する神経心理学者GoffがMcWilliamsに検査を実施し、裁判官による量刑審理の二日前に報告書が提出された。この報告書では、McWilliamsは感情的に動転しているようにふるまっており、自己の抱える神経心理学的な問題を誇張しているとされていた。一方で、McWilliamsが少年期に負ったと主張する頭部外傷と一致する右脳半球損傷の症状がみられ、この損傷は、彼の低い欲求不満耐性や衝動性と関連しており、器質性パーソナリティ障害を示唆するものであると結論付けられていた。また、裁判官による量刑審理の前日に、弁護人は州の病院から最新の記録を受け取り、当日の朝、刑務所の記録を受け取った。刑務所の記録には、McWilliamsが向精神薬の処方を受けていたことが示されていた。

裁判官による量刑審理の段階において、被告人側はGoffの報告書や刑務所の記録を精査するためにはさらに時間と専門家による助力が必要であると主張し、続行(continuance)の申立てを行った。これに対して、公判裁判官は審理当日の午後まで時間を与えたが、さらなる検討の時間と専

門家による助力を求める被告人側の再度の続行の申立てを否定した。

公判裁判官は、自身で記録を精査し、McWilliamsに死刑を量刑した。判決文では、三つの加重事由が認定されていたが、減軽事由は何も認定されていなかった。また、McWilliamsが現在に至るまで精神疾患を有していないこと、これまでの検査や報告書はMcWilliamsが詐病を用いていることを示しているという認定がされていた。さらに、たとえMcWilliamsの精神的な問題が減軽事由に至るような程度に達していたとしても、加重事由が減軽事由よりも勝るものであったとされていた。

McWilliamsは、公判裁判所によって *Ake* (*Ake v. Oklahoma*, 470 U.S. 68 (1985)) により保障される意味ある (meaningful) 専門家の助力を受ける権利を否定されたとして上訴した。アラバマ州 Court of Criminal Appeals は *Ake* の要求は、州政府側が被告人に適切な専門家を提供することで充たされたとし、McWilliamsの主張を退けた。アラバマ州 Supreme Court も同裁判所の判断を確認した。

McWilliamsは連邦人身保護令状の発給を求めたが、連邦 District Court は、McWilliamsは自身が要求した専門家による検査を受けているので、*Ake* で要求される専門家による助力を与えられていたことを理由に請求を棄却し、第11巡回区 Court of Appeals もこの判断を確認した。合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1. プライヤー裁判官執筆の法廷意見

当法廷は、本件においてさらなる専門家による助力を求める申請人の申立てを否定したアラバマ州裁判所の判断が反テロ及び効果的死刑法 (AED-PA) の一部として制定された合衆国法典タイトル28, § 2254(d)(1) に定められる連邦人身保護令状発付の要件である「明確に確立した連邦法に反する、若しくは、その不合理な適用」に当たるか否かを検討する。当法廷は、本件申請人は *Ake* (*Ake v. Oklahoma*, 470 U.S. 68 (1985)) によって要求

される精神衛生の専門家による助力を受けることができていないと判断する。

(1) この問いの検討に移る前に、まず三つの前提を示していく。

第一に、*Ake* が適用される要件が本件に認められることに争いはない。

第二に、アラバマ州は、McWilliams がボランティアの心理学者の助力を受けていたので、*Ake* で要求される義務は果たしたと主張する。しかし、その心理学者が、裁判官による量刑判断において McWilliams に助力を与えた、若しくは、与えることができたと下級裁判所は判断しておらず、又、州側もそのようなことを示す具体的な記録を示していないので、このアラバマ州の主張は認められない。

第三に、アラバマ州は、McWilliams が、公判裁判所が機会を与えたにも拘わらず、同人が受けたもの以上に専門家の助力をさらに求めなかったため、本件において *Ake* の要求は関連がないと主張する。しかし、記録によれば、裁判官による量刑審理の段階において McWilliams 側はさらなる専門家による助力を求めていたと当法廷は判断する。

(2) 次に、McWilliams が *Ake* で要求される専門家による助力を受けていたというアラバマ州 Court of Criminal Appeals の判断が明確に確立した連邦法に反する、若しくは、その不合理な適用に当たるか否かという本件の中核となる問いにつき判断していく。

McWilliams 側は、両当事者に中立な専門家ではなく、とりわけ被告人側のために活動する専門家 (qualified mental expert retained specifically for the defense team) を州政府が被告人側に提供しなければならないことが *Ake* で明確に確認されたということを、同判断の文言を具体的に指摘して主張する。

実務上の問題として、被告人側のためだけに活動する専門家を提供することが *Ake* の要求を充たす最も簡潔な方法であり、また、圧倒的多数の法域でこのような方法が用いられている。しかしながら、本件において当法廷がこの論点につき判断を行う必要はない。

反対意見は、*Ake* は被告人側のために活動する専門家の助力を受ける権

利を保障しているかというより包括的な争点を当法廷が扱わないことを不適切であるとみなしている。確かに当法廷が審理を認容したのは、*Ake*が被告人側のために活動する専門家による助力を与えることを明確に確立したのかという争点についての申立てであり、本件の具体的な事実に関する争点ではない。しかし、このことは、より狭い範囲での判断で足りるときに、この包括的な争点につき判断を下すよう当法廷を拘束するものではない。以下で説明するように、被告人側に十分に利用でき、被告人を検査し、被告人側の防御の評価、準備、提出を行うことに効果的な助力を与えることのできる、検察官とは独立した精神衛生の専門家による助力を被告人に提供しなければならないことが*Ake*で明確に確立されたという当法廷の判断だけで、本件の判断を行うには十分に足りるのである。

アラバマ州 Appeals Court は、州政府が Goff に McWilliams を検査させたことでこの *Ake* の要求を充たしたと判示したが、これは明らかに誤りである。*Ake* は単に検査を受けさせることを求めているわけではない。むしろ、*Ake* は、州政府に、「適切な検査」を行い、「被告人側の防御を評価、準備、提出する上で援助を与える」ことのできる適切な精神科医を提供することを求めている。

アラバマ州が、McWilliams に対する Goff の検査が実施されたことで、*Ake* で求められる要素のうち「適切な検査」を充たしたと仮定しても、他の点について McWilliams に十分な権利保障をしたとはいえない。例えば、Goff 若しくは他の精神科医が、McWilliams 側が Goff の報告書や McWilliams の精神記録を評価し、これらのデータを法的な主張に変換する上で助力を与えることはなかった。また、彼らは防御側が証人に主尋問若しくは反対尋問を行うに当たって助力を与えておらず、裁判官による量刑審理において自ら証言を行うこともなかった。

公判裁判所も、被告人側の防御の評価、準備、提出に当たって、Goff 若しくは他の精神科医に対して何ら命じていない。又、短期間の中でさらなる専門家による助力を受けることができなかつたにも拘わらず、裁判所は McWilliams 側の申立てを退け、憲法上の権利である専門家による助力

を提供しなかったのである

アラバマ州が提供した精神衛生の専門家による助力は *Ake* で要求されるものには大きく及ばないので、当法廷は *McWilliams* の有罪判決と量刑を認めたアラバマ州裁判所の判断は明確に確立した連邦法に反する、あるいは、その不合理な適用に当たると結論付ける。

(3) 第11巡回区では、アラバマ州裁判所が連邦法に反する、あるいは、その不合理な適用に当たるとしても、その誤りは連邦人身保護令状の申立てを認容するための要件である「被告人側の防御を相当程度害する効果若しくは影響 (substantial and injurious effect or influence)」を与えるものではないと判示した。しかし、この結論に達するに当たって、第11巡回区は、*Goff* の認定を精査するための数日が判決に大きな影響を及ぼしたか否かという点のみに着目した。しかし、被告人側の防御を評価、準備、提出するに当たって *Ake* で要求されるような助力を受けられたことが判断に大きな違いを生み出すか否かという点を検討していれば、結論が異なっていたと考えられる。当法廷は上級裁判所であるからこの点につき判断せず、下級裁判所に委ねることにする。Court of Appeals の判断を破棄し、差し戻す。

2. アリトー裁判官の反対意見 (ロバーツ首席裁判官, トーマス裁判官, ゴーサッチ裁判官参加)

(1) 本件においては、公判において精神状態が重要な争点となる場合、貧困の被告人が、検察官と被告人側の双方に援助を与えうる中立的なものではなく、被告人側のために活動する精神医学の専門家の助力を受ける権利を有していることを *Ake* が明確に確立したか否かという争点について判断を下すために当法廷は申請人の申立てを認容した。

この争点につき、*Ake* では、精神科医は州政府側の精神科医の証人に対する反対尋問の準備に助力を与えることができ、又、両当事者それぞれに属する専門家によって証拠が提出されることで事実認定の正確性が向上する等と判示され、被告人側のための専門家を提供するように示唆する部分

がある。一方で、*Ake* では、公判裁判官が選択した精神科医にアクセスする権利を州政府は被告人に提供するのみで足りると明示的に判示しており、正反対の結論を示唆する部分もみられるのである。また、*Ake* は、デュー・プロセスの要求は被告人が訴追側から利益を受けていない精神科医にアクセスすることができれば充たされることになるとした *Smith* (*Smith v. Baldi*, 344 U.S. 561 (1953)) を明示的に破棄することなく、このデュー・プロセス上の争点の検討も避けている。

下級裁判所間の対立や論者からの指摘でも示されているように、*Ake* の判示事項には曖昧さがみられ、*Ake* が本件争点を明確に確立しているとはいえないのである。

(2) 当法廷がサーシオレイライを認容したのは上述した争点のみであるが、法廷意見は、本件で付与された中立的な専門家が、*Ake* で要求される専門家による助力を提供していたか否かというサーシオレイライの認容を明示的に否定した二つ目の争点につき判断を行っている。

最高裁判所規則 (Rules of the Supreme Court of the United States, Rule 14.1(a), 24.1(a)) は、訴訟当事者に、審理が認容された争点及びその争点に付随する争点のみを判断するよう求めているが、このような規則が存在するのは正当な理由がある。この規則によって、両当事者は判断がなされる争点の告知を受け、また、当法廷はその争点に関する両当事者からの主張の提出を受けることができるのである。

本件法廷意見はこれら規則や長年の実務を自由に無視できると考えている。しかし、当法廷が審理を拒否した争点について、アラバマ州に反論を行う公正な機会を与えずに法廷意見が判断したことはアラバマ州にとってまさに不意打ちであった。このような判断方法は不公平であり、州の主権を尊重するために厳格な要件が課されている連邦人身保護令状の趣旨に反するものである。

(3) さらに、法廷意見は、*Ake* で要求される被告人側の検査をし、被告人側の防御を評価、準備、提出するに当たって助力を受けられたことが判断に大きな違いを生み出すか否かという点を検討しなかったことを理由に

して、法廷意見が指摘した誤りは判決に不利益をもたらすものではない (harmless) と判断した Court of Appeals の判断を破棄し、差し戻している。しかし、Court of Appeals は、*Ake* の要求を充たさなかったことは判決に重大な影響を与えるものではないとしており、この点について既に判断を下しているのである。法廷意見はこの争点の検討を避けたが、仮に当法廷がこの争点に取り組んでいたとしても、本件事実関係に照らせば、この Court of Appeals の結論を否定することは困難であっただろう。

《解説》

1. はじめに

本件法廷意見は、本件で付与された中立的な専門家が、*Ake* (*Ake v. Oklahoma*, 470 U.S. 68 (1985))¹⁾で確立した専門家の助力を受ける貧困の被告人の権利の要求を充たすものであったか否かにつき判断を行った。

合衆国最高裁判所は、刑事事件において自らの防御を行う公正な機会を被告人に保障するために、貧困の被告人に対して防御権を適切に行使するために必要な方策を提供するよう第14修正のデュー・プロセス条項に基づき、政府に義務付けてきた²⁾。後述するように、*Ake* でも、第14修正のデュー・プロセス条項に基づき、責任能力が問題となる事件において、貧困の被告人に、精神衛生の専門家による助力を提供することを政府に義務付けた。

本件では、死刑事件の裁判官による量刑審理において申請人が心理学的検査を行うように求め、裁判所はこの請求に応じた。しかし、申請人がこの診断結果を受け取ったのは審理の二日前で、この診断結果を評価・分析

-
- 1) *Ake* を紹介・解説したものとして、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』（中央大学出版部、1989年）66頁（吉田章担当）、平澤修・[1987-2] アメリカ法439頁、井上典之・判例タイムズ611号115頁（1986年）参照。
 - 2) See, e.g., *Griffin v. Illinois*, 351 U.S. 12 (1956); *Smith v. Bennett*, 365 U.S. 708 (1961); *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963); *Douglas v. California*, 372 U.S. 353 (1963); *Evitts v. Lucey*, 469 U.S. 387 (1985).

し、防御を準備するためのさらなる専門家による助力の申立ては否定され、死刑が量刑された。これに対して、法廷意見は、本件のように検査を提供したのみでは *Ake* の要求を充たしたとはいえないとして Court of Appeals の判断を破棄・差し戻している。

2. 関連判例及び法令について

① *Ake* 以前の状況 貧困の被告人に専門家による助力を提供することを合衆国憲法が要求しているかという争点を取り扱った事件として、まず *Smith* (*Smith v. Baldi*, 344 U.S. 561 (1953)) を挙げることができる。この事件では、デュー・プロセス違反の主張の一つとして、責任能力の問題に関して精神科医による助力を公判前に与えられることがなかったと申し立てられた。合衆国最高裁判所は、公判において裁判所が指名した精神科医が被告人の責任能力に関する検査を行い、又、合計三人の精神科医が被告人の責任能力につき証言を行っていることから、被告人の権利は十分に保護されていたとし、このデュー・プロセス違反の主張を退けた。この判断を受け、下級裁判所の中には、*Smith* を根拠に州政府が貧困の被告人に専門家による助力を提供する憲法上の義務はないと判断を下すこともあった³⁾。

一方で、刑事手続きにおいて専門家が果たす重要な役割に関しては認識されており⁴⁾、合衆国議会は1964年⁵⁾に貧困の被告人に専門家による助力を受けるための費用を補償する制度を設け、州においても貧困の被告人に専門家による助力を提供するための法律が制定されていった⁶⁾。

3) See, e.g., *Taylor v. State*, 192 S.E.2d 249 (Ga. 1972); *Houghtaling v. Commonwealth*, 163 S.E.2d 560 (Va. 1968).

4) See, e.g., Craig Bowman, *The Indigent's Right to an Adequate Defense: Expert and Investigational Assistance in Criminal Proceedings*, 55 Cornell L. Rev. 632, 637-43 (1970); John F. Decker, *Expert services in the Defense of Criminal Cases: The Constitutional and Statutory Rights of Indigents*, 51 U. Cin. L. Rev. 574, 580-99 (1982).

5) Criminal Justice Act of 1964 (now 18 U.S.C. 3006A (e) (2010)).

6) とはいえ、例えば、連邦でも上限300ドルまでの支援が受けられたにすぎず、連邦も州も当時十分な保護を提供するものではなかったという指摘がなされて

② *Ake v. Oklahoma* このような状況の中、*Ake* において合衆国最高裁判所は再びこの争点に関して判断を行う機会を得た。*Ake* では、訴訟能力の有無に関して精神科医による鑑定がなされたが、被告人が責任能力を争うに当たって、貧困であることから精神科医による助力の提供を申し立てたところ、公判裁判所に否定され有罪評決が下された。この事件で合衆国最高裁判所は、第14修正のデュー・プロセス条項の基本的公平さは、刑事事件で被告人が自らの防御を行う公正な機会を持てるような方策を政府が講じるように求めており、その方策を求める経済的余裕のない者にはそれを提供するよう政府側に義務付けてきたとした。一方で、貧困であることを理由に防御のためにあらゆる手段が提供されるわけではなく、貧困の被告人に精神科医による助力を提供する義務が州にあるか否かは、精神科医を提供することに見いだされる個人及び政府の利益等を利益衡量することで判断すべきとした。そして、厳密な意味で科学とはいえず、病状の診断、治療方法などにおいて専門家の間でも意見の異なることが多い精神医学の領域において、事実を収集、分析し、政府側の精神鑑定証人に対しての反対尋問を有意義なものにするためには精神科医による助力が必要であり、この助力によって陪審の事実認定の正確性を向上させることに見いだされる個人及び政府の利益は大きいものであるとした。一方で、政府側が損なうのは、助力を提供することに伴う経済的利益のみであり、両者を比較衡量すると、政府側の経済的利益は退けられなければならないとした。これらの各要素の利益衡量に基づき、合衆国最高裁判所は、政府側は、被告人の責任能力が公判で重要な問題となる場合に、適切な検査を行い、その防御の準備、提出をする上で助力を与えうる、能力のある精神科医の提供を被告人に行うことがデュー・プロセス上求められると結論付けた。

なお、*Ake* においては、① *Smith* では「中立の」専門家が精神鑑定を行っており、さらなる専門家による助力は必要ないと認定されたにすぎな

いた。See, Paul Zisla, *Psychiatric Assistance for Indigent Defendants Pleading Insanity: The Michigan Experience*, 20 U. Mich. J. L. Reform 907, 933 (1987).

い、②貧困の被告人に州の裁判所で弁護人を付与する憲法上の権利もなかった *Smith* の判断がなされた当時と貧困な被告人に保障される公平な審理へ参加する権利が拡張されてきた *Ake* が下された当時では状況が全く異なること等を根拠に *Ake* と *Smith* は区別されるとされ、*Smith* が変更されることはなかった。

3. 本件の検討

本件においてサーシオレイライが認容された争点は、*Ake* が、両当事者に中立な専門家ではなく、とりわけ被告人側のために活動する専門家を州政府が被告人側に提供することを明確に確立しているか否かであった。

法廷意見はこの争点には正面から答えず、*Ake* は、州政府に、適切な検査を行い、被告人側の防御を評価、準備、提出する上で援助を与えることのできる適切な精神科医を提供することを求めているのであるが、本件で申請人はこのうち被告人側の防御を評価、準備、提出する上での助力を受けることができなかったことを根拠に、アラバマ州裁判所の判断は明確に確立した連邦法に反する、あるいは、その不合理な適用に当たると結論付けた。これに対して、反対意見は、連邦人身保護令状の手続きにおいて審理を認容した争点以外に判断を下すことは、相手側当事者にとって不意打ちに当たり不公正であると法廷意見を批判している。そして、*Ake* で要求される専門家が、両当事者に中立の専門家で足りるのか、それとも、被告人側のために活動する専門家でなければならないのかは *Ake* において明確に確立されておらず、したがって、アラバマ州裁判所の判断が連邦法に反する、若しくは、その不合理な適用に当たるとはいえないと結論付けている。

両当事者に中立的な専門家ではなく、被告人側のために活動する専門家の提供を *Ake* が求めているか否かという争点に関しては、反対意見が主張するように、*Ake* の法廷意見は曖昧な態度を示しており⁷⁾、中立的な専

7) See, e.g., Robert P. Mosteller, *The Sixth Amendment Rights to Fairness: The Touchstone of Effectiveness and Pragmatism*, 45 Tex. Tech. L. Rev. 1, 16 (2012); Theodore J. Greeley, *The Plight of Indigent Defendants in a Computer-Based Age*:

門家を付与したと解した *Smith* を変更することもなかった。実際に、この争点につき下級裁判所の判断は分かれ⁸⁾、合衆国最高裁判所もこれまでサーシオレイライを否定し続けてきた⁹⁾。したがって、連邦人身保護令状の事案の処理としては反対意見の見解にも合理性があるように思われる。

それでもなお法廷意見が上述したような判断を行った背景には、反対意見のように事件を処理してしまうと、本件において申請人が防御を行う上で実質的に専門家による助力を受けられないまま死刑を量刑されてしまうことに対する懸念があると考えられる¹⁰⁾。とりわけ、本件は死刑事件であり、より慎重な判断を求められていることに留意する必要があると思われる¹¹⁾。本件において申請人は、死刑の量刑手続きにおいて減輕事由を証明

Maintaining the Adversarial System by Granting Indigent Defendants Access to Computer Experts, 16 Va. J. L. & Tech. 400, 426 (2011); J. Thomas Sullivan, *Psychiatric Defenses in Arkansas Criminal Trials*, 48 Ark. L. Rev. 439, 492 (1995).

- 8) 被告人側のための専門家が必要とした裁判例として、*Szuchon v. Lehman*, 273 F. 3d 299 (3d Cir. 2001); *Smith v. McCormick*, 914 F. 2d 1153 (9th Cir. 1990); *United States v. Crews*, 781 F. 2d 826 (10th Cir. 1986); *United States v. Sloan*, 776 F. 2d 926 (10th Cir. 1985); *Cowley v. Stricklin*, 929 F. 2d 640 (11th Cir. 1991) 等がある。一方で、中立な専門家で足りるとした裁判例として、*Granviel v. Lynaugh*, 881 F. 2d 185 (5th Cir. 1989); *Magwood v. Smith*, 791 F. 2d 1438 (11th Cir. 1986) 等がある。
- 9) See, e.g., *Norris v. Starr*, 513 U.S. 995 (1994); *Vickers v. Arizona*, 497 U.S. 1033 (1990); *Brown v. Dodd*, 484 U.S. 874 (1987); *Johnson v. Oklahoma*, 484 U.S. 878 (1987).
- 10) See, e.g., Danica Bird, *Indigent Criminal Defendants are Entitled to a Defense Team Mental Health Expert*, 22 J. Gender Race & Just. 351, 374 (2019).
- 11) 合衆国最高裁判所はいわゆる「スーパー・デュープロセス」理論の下、他の刑罰とは全く性質の異なる死刑事件においてはより手厚い保護を提供してきたとされる。小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ』（成文堂、2013年）275頁以下参照。近年でも、例えば、*Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013) において同様の考慮が背景にあることが指摘されている。田中優企「アメリカ刑事法の調査研究 (158) *Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013)」比較法雑誌 52巻 4号206, 216-217頁 (2019年)。

するために、専門家による検査を要求し、裁判所はこの申立てを受け入れていることから、一見すると専門家の助力を受けられているとも捉えられる。しかし、申請人の下に検査結果が届いたのは裁判官による量刑審理が始まる二日前で、裁判所はさらなる助力を求める申請人の申立てを退けている。Akeで指摘されていたように、精神医学は、診断基準が複数あるなど、専門家の間でも見解の相違が多々ある。また、測定技術の発展とともに近年の神経心理学の発展は目覚ましく脳の病変と脳の機能障害との様々な関連性が明らかになっているが¹²⁾、精神鑑定の文脈で脳の機能障害が及ぼす影響を適切に評価することの困難性も指摘されている¹³⁾。このような領域において、自身の防御を充実化し、専門家の意見に基づく政府側の主張に反証するためには単に被告人が要求した検査を提供するだけでは足りず、法的な主張に置き換えるに当たっての助力が必要とされるだろう。このように考えると、本件申請人は自身の防御を行う公正な機会を与えられていなかったといえるように思われる。反対意見が示すように、本件申請人にさらなる専門家による助力が与えられていたとしても結論は変わらなかったかもしれない。しかし、被告人側の防御を十分に吟味するための公正な機会を保障することがデュー・プロセス上求められているのであり、死刑事件である本件においてははこの要請がさらに強く働くといえるだろう。本件法廷意見はこのような観点に立つものであると思われる。

4. 本件の射程

以上述べてきたように、本件はAkeの要求を充たすためには、単に検査を行うだけでは足りず、被告人側の防御の評価、準備、提出を行う上で専門家の助力を提供しなければならないと判断された事例であった。しかし、専門家がどこまでの助力を提供すれば、この要求を充たすことになるのかについては明らかではない。また、Akeと本件からは少なくとも検察

12) 太田信夫監修・片山純一編『神経・生理心理学』（北大路書房，2019年）23-53頁，利島保編『脳神経心理学』（朝倉書店，2006年）1-19頁。

13) 五十嵐禎人他編『刑事精神鑑定ハンドブック』（中山書店，2019年）241-245頁。

側とは独立した専門家が必要であるという点のみが明らかにされ、貧困の被告人にどのような立場の専門家を提供することがデュー・プロセス上求められているのかについても不明確である。これらの争点は、専門家による証言に関する問題をどのように位置付けるかという長年行われてきた議論が深く関係する¹⁴⁾。専門家による証言に関する問題を論争主義と関連付け、被告人側と政府側の攻撃・防御の充実化を図るという点を強調すれば、「被告人側が選択し、被告人側のために活動する専門家」の提供が必要とされることになる¹⁵⁾。一方で、このような専門家の証言に対する位置付けには疑問も呈されている。専門家に証言を求める理由は、専門家の助力によって事実認定の正確性の向上を図ることにある。しかし、論争主義を強調することによって、両当事者によって選ばれる専門家はその当事者自身の主張に最も有利な証言を得られる者となり、又、専門家が行う証言も、当事者が選択した自身に有利な事実のみに基づくものになり、事実認定者が事実認定を行うことを、本来の目的とは正反対に、より困難なものにしていると指摘されている¹⁶⁾。この点、合衆国最高裁判所も、専門家による助力を受ける貧困の被告人の権利を認める論拠として第14修正のデュー・プロセス条項に依拠しており、防御のためにあらゆる手段が提供されるわけではないことを明確にしている。貧困の被告人の権利がデュー・プロセス上どこまで認められるのかについては今後の判例の動向を注視する必要がある。

14) See, e.g., Expert testimony, 2 Law & Contemp. Probs. 401 (1935).

15) See, e.g., Kerrin M. McCormick, *The Constitutional Right to Psychiatric Assistance: Cause for Reexamination of Ake*, 30 Am. Crim. L. Rev. 1329, 1363–1370 (1993); Mark P. Goodman, *The Right to a Partisan Psychiatric Expert: Might Indigency Preclude Insanity?*, 61 N.Y.U. L. Rev. 703, 735 (1986); C. Robert Showalter & W. Lawrence Fitch, *Objectivity and Advocacy in Forensic Psychiatry after Ake v. Oklahoma*, 15 J. Psychiatry & L. 177, 183 (1987).

16) Broun, et al., McCormick on Evidence, § 18, pp. 179–181 (8th ed. 2020).